安中市・安中市消防団・安中消防署では、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の普及啓発を図ることで火災の発生を防ぎ、高齢者を中心とする死者の発生の減少や財産の損失を防止するため春季火災予防運動を実施します。

市民の皆さんも、次の〝住宅防火いのちを守る　7つのポイント〟に留意して火災予防に努めましょう。

◎住宅防火　いのちを守る　7つのポイント　～3つの習慣・4つの対策～

○3つの習慣

・寝たばこは、絶対やめる。

・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

○4つの対策

・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

実施期間▼3月1日(月)～7日(日)(7日間)

実施内容▼

(1)消防車両による街頭広報(毎夜午後7時から9時まで)

(2)一般家庭に対する火災予防の啓発

(3)防火パレードの実施

日時：3月7日(日)午前9時～

出発場所：本および松

問合せ▼安中消防署防災係(☎381－5881)

4月1日から固定資産縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧を行います

市では、土地や家屋などの「固定資産縦覧帳簿」の縦覧、「課税台帳」の閲覧を次のとおり行います。特に令和2年中に土地の所有権移転や地目変更、家屋の新増築や取り壊しなどをした人はご覧ください。

縦覧・閲覧場所▼本税務課固定資産税係・松住民福祉課税務保険係

※路線価なども公開しています。

○固定資産縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間▼4月1日(木)～5月31日(月)(土、日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

料金▼無料

縦覧できる人▼

①納税者本人または同居の家族

②委任を受けた人(委任状と免許証などを持参してください)

③納税管理人(免許証などを持参してください)

○課税台帳の閲覧

期間▼4月1日(木)～通年(土、日・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

料金▼縦覧期間(4月1日～5月31日)以外は有料(300円)

閲覧できる人▼

①納税者本人または同居の親族

②委任を受けた人(委任状と免許証などを持参してください)

③納税管理人(免許証などを持参してください)

④借地借家人(賃貸借契約書の写しと免許証などを持参してください)

問合せ▼本税務課固定資産税係(☎内線1070)

松住民福祉課税務保険係(☎内線2122)

固定資産課税台帳に登録されている価格について不服がある場合には、固定資産評価審査委員会に、審査の申し出を行うことができます(地税法432条1項)

申出期間▼縦覧期間内または納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内(土、日・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

問合せ▼本行政課行政係(☎内線1045)

安中市功労者・善行者表彰おめでとうございます

安中市功労者・善行者表彰について、令和2年度は以下の皆さんが表彰されました。この表彰は、地方自治や社会福祉、教育文化、危険業務など各分野で長年にわたり従事し功労のあった市民、公共に大きく貢献した個人や団体などに贈られます。

交通功労　中島　行夫　様

善行表彰　株式会社おおぎやフーズ　様
飯塚　岩緒　様
原田　雅純　様